

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱

平成20年2月6日付け19生産第7659号
農林水産事務次官依命通知

第1 通則

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付の対象及び補助率

- 1 農林水産大臣は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成20年2月6日付け19生産第7660号農林水産事務次官依命通知。以下「提携支援事業実施要綱」という。）及び蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19生産第7661号農林水産省生産局長通知。以下「提携支援事業実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付の対象とする経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づき、別記様式第1号による申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める。

第4 交付決定の通知

農林水産大臣は、第3の1の規定に基づく補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

第5 補助事業変更（中止又は廃止）の承認

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号の変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる内容以外の変更とする。

- 3 農林水産大臣は、1の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

第6 補助事業遅延の届出

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める必要が生じた場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第7 概算払

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 状況報告

適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、提携支援事業実施要領第6の5に規定された期日までに別記様式第6号により実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定等

- 1 農林水産大臣は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、別記様式第7号により補助事業者に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、1の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第11 交付決定の取消し等

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第4の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 農林水産大臣は、1の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 農林水産大臣は、2の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 2の規定に基づく補助金の返還及び3の規定に基づく加算金の納付については、第10の3の規定を準用する。

第12 帳簿等の保管

補助事業者は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物について、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第13 交付決定額の下限

交付決定額の下限は、35,000千円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

第14 報告

補助事業者は、別記様式第8号により補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、農林水産省に報告しなければならない。

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱第3の規定により、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金〇〇〇円を交付されたく申請する。

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 事業基金造成計画（又は実績）
4. 経費の配分

事業名	補助事業に要する（又は補助事業に要した）経費 円	国庫補助金の額 円	備考
蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業 （事業基金造成）			
合計			

5. 収支予算額（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

番 号
年 月 日

（補助事業者）

殿

農林水産大臣

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金の交付決定について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金については、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業とし、その内容は、申請書の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の3に記載されたとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成20年2月6日付け19生産第7660号農林水産事務次官依命通知）、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19生産第7661号農林水産省生産局長通知）に従わなければならない。

別記様式第3号（第5関係）

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助
金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、
同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通
知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易
に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載す
ること。

別記様式第4号（第7関係）

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
支出官 農林水産省大臣官房経理課長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に 要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額(A)-((B)+(C))		事業完了 予定年月日	備 考
			金 額	出来高	金 額	平成〇〇年 〇月〇〇日 迄予定出来 高	金 額	平成〇〇年 〇月〇〇日 迄予定出来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注) 区分の欄には、別記様式第1号の記の5の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第8関係）

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱第8の規定によりその遂行状況を下記
のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○月○日までに完了した もの		○月○日以降に実施する もの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 区分の欄には、別記様式第1号の記の5の表の「区分」の欄に記載された事項について、記載すること。

別記様式第6号（第9関係）

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおりを実施したので、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱第9の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

（補助事業者）

殿

農林水産大臣

平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金実績報告書を審査した結果、平成 年 月 日付け 第 号により交付決定した蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金の額 円については、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱第10の規定により、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金の額 円に確定したので、通知します。

別記様式第8号（第14関係）

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものと、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。